

ケアマネジャーだより

— 介護保険の支援サービス —

今回は、地域密着型サービスについてお話しします。

高齢者の方たちができる限り住み慣れた地域での生活が続けられるように、身近な地域ごとにサービスの拠点が作られ支援されます。

「地域密着型サービス」は要介護1～5、要支援1・2の人のために地域の実情に合わせて市町村の裁量で整備されており、サービスを提供する事業所の指定や指導監督は市町村で行います。このため、原則としてこのサービスを利用できるのは、事業所がある市町村の住民です。

① **小規模多機能型居宅介護**(要介護1～5の人・要支援1・2の人)

小規模な居住系サービスの施設で、通いサービスを中心に利用者の選択に応じて訪問サービスや、短期間の宿泊サービスなどを柔軟に組み合わせて多機能なサービスが提供されます。

食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

② **認知症対応型通所介護**(要介護1～5の人・要支援1・2の人)

認知症の人を対象に専門的なケアが提供されます。食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が日帰りで利用できます。

③ **認知症対応型共同生活介護**(要介護1～5の人・要支援2の人)

※要支援1の人は利用できません。

グループホームとも呼ばれています。

認知症の高齢者が共同で生活する住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。



④ **地域密着型介護老人福祉施設**(要介護1～5の人)

要介護者を対象とする定員30名未満の小規模な介護老人福祉施設に入所し、入浴、排泄、食事などの介護、機能訓練が受けられます。

これらの地域密着型サービスについて詳しくお聞きになりたい方、利用するにはどうしたらいいのかお知りになりたい方は、介護保険を担当している市役所高年福祉課や地域包括支援センター、担当ケアマネジャー等にお問い合わせください。

利用される方の状態や希望に応じてわかりやすく説明や相談にのっていただけます。

